

令和6年度

島根県会計年度任用職員採用試験受験案内

島根県中央児童相談所
〒690-0823 松江市西川津町 3090-1
TEL 0852-21-3168

島根県では、本庁・地方機関で勤務する会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に規定する職員）を以下のとおり募集します。

■ 受付期間	令和6年12月18日（水）～令和7年1月8日（水） 郵送による場合は、1月8日（水）必着 受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁です。
■ 試験日	令和7年1月15日（水）
■ 合格発表	令和7年1月20日（月）

1. 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- オ 職種の警備員は満18歳未満の人又は警備業法第3条第1号から第7号までに該当する人

2. 区分

採用区分Ⅱ-②：資格免許職以外で、採用区分Ⅱ-①以外のもの

3. 試験の日時、試験会場、合格発表、試験結果の郵送

(1) 試験日時 **令和7年1月15日（水）**

採用区分Ⅱ-② 10:00～（※） 面接試験

※試験時間は受験者ごとに異なります。受付締切後、受験票の試験時間欄に記入のうえ返送しますので、各自確認してください。

(2) 試験会場 **島根県中央児童相談所（松江市西川津町3090-1）**

(3) 合格発表 **令和7年1月20日（月）**

試験の結果については、受験者全員（棄権者を除く。）に郵送で通知します。（発表当日、投函します。）

合格者に対しては併せて発表当日に、勤務意思確認のため、電話連絡しますので、ご承知ください。

4. 試験内容

採用区分Ⅱ-②：個別面接試験

5. 受験申込【紙による申込】

(1) 提出書類を、各申込先へ、**直接持ち込むか郵送**により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書き、**簡易書留郵便**にしてください。

(2) 申込先

島根県中央児童相談所（松江市西川津町3090-1）

(3) 受付は、土日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き12月18日（水）から1月8日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までです。郵送による場合は、1月8日（水）必着のものに限り受け付けます。

(4) 提出書類

①**申込書（別紙様式）** **1部**

顔写真は、申込日前6か月以内に撮影した、無帽、背景なしのものとしてください。

②**受験票（別紙様式）** **1部**

必要事項を記入のうえ、85円切手が貼付してあるはがきの裏面に貼り付けること。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入すること。なお、こちらから返送した受験票を、試験当日に持ってきてください。

③**資格・免許が必要な職種を受験する人は、資格証明書・免許証の写し** **1部**

(5) 注意事項

ア 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付はせず、受付締切後に返送します。試験日の2日前になっても受験票が到着しない場合は、必ず各申込先へお問い合わせください。

イ 申込書及び受験票の*欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。

6. 採用

この試験の合格者は、原則として令和7年2月1日から令和7年3月31日まで任用します。令和7年2月1日から勤務できることが条件です。

なお、兼務(職)は原則可能ですが、希望にそえない場合があります。

また、採用後1月の間又は勤務日数が15日に達するまでは、条件付き採用期間となります。

※勤務実績等の評価により、公募によらない再度任用は連続4回を上限として行う場合があります。

7. 勤務条件等

(1) 報酬：夜間等児童指導員 151,500円～182,100円
心理判定員 136,300円～163,400円
通勤手当相当分の報酬（月額55,000円以内、支給要件を具備する場合のみ支給）
※通勤手当額は通勤手段、勤務日数、距離等に基づいて規定により決定します。

(2) 手当：規定に基づき支給要件を満たす場合に期末勤勉手当が支給されます。

(3) 勤務日数：夜間等児童指導員 年1,488時間で所属長が定めます。

心理判定員 月16日で所属長が定めます。

(4) 勤務時間：夜間等児童指導員 平日 午後5時～翌午前9時

土・日・休日（祝日、年末年始を含む）

午前8時30分～翌午前9時

心理判定員 午前8時30分から午後5時15分

(5) 福利：健康保険、厚生年金保険、雇用保険等（加入要件を満たす場合に加入します）

8. 試験結果の本人提供について

試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）をお持ちの上、下記場所で行ってください。（電話は不可）

申出できる者	内容	期間	場所
受験者本人 (棄権者を除く)	得点(科目別得点を含む)及び順位	合格発表の日から1月間	受験申込書を提出した所属

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

9. その他

- ・試験会場には、受験票を持ってきてください。
- ・受験に際しての提出書類は、島根県において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・受験に際して島根県が収集した個人情報、採用試験以外には使用しません。
- ・不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、その旨を通知します。

■採用区分Ⅱ-②(資格免許職以外でⅡ-①以外のもの)

勤務地域	職種	配属所属	勤務地	人数	職務内容	基本報酬	普通自動車運転免許の要否	パソコン操作の要否(Word、Excel)	その他の必要な資格等	試験会場	申込先・問い合わせ先		備考	別途試験日
												電子申請申込		
松江市	夜間等児童指導員	中央児童相談所	松江市西川津町3090-1	1	・一時保護所における児童指導業務(日課に沿った生活指導、余暇時間の対応など) ・電話や来所者への対応 ・施設の巡視など	月額151,500円 ～182,100円	AT限定可	必要	・満18歳以上 ・児童の課題(障がい、非行など)に対する一定の理解があること ・児童と共に創作活動やスポーツ活動に取り組めること ・児童の生活指導などに熱意をもって対応できること	中央児童相談所	〒690-0823 松江市西川津町3090-1 中央児童相談所 総務企画・女性連携スタッフ 0852-21-3168		・勤務日は年1,488時間で所屬長が定めます。 ・勤務時間 平日17:00～翌9:00 土・日・休日(祝日、年末年始を含む)8:30～翌9:00	
松江市	心理判定員	中央児童相談所	松江市西川津町3090-1	1	・療育手帳判定業務 ・発達促進保育判定業務 ・上記に関連する心理診断及び指導	月額136,300円 ～163,400円	AT限定可	必要	・学校教育法に基づき大学等で心理学を専修する学科を取めて卒業した者	中央児童相談所	〒690-0823 松江市西川津町3090-1 中央児童相談所 総務企画・女性連携スタッフ 0852-21-3168		・勤務日は月16日で所屬長が定めます。 ・勤務時間 8:30～17:15 ・職員の産休・育休間の雇用のため、再度任用については1回のみ(任用終期:R7年11月29日予定)	